

仕様書

1 件名

指定納付受託者及び収納代行事業会社による建築行政手続の手数料等の納付に関する業務

2 業務の目的

東京都（以下「甲」という。）の建築確認等システムにおけるキャッシュレス決済手段を確保するため、甲と協定を締結した事業者（以下「乙」という。）がクレジット収納及びペイジー収納に係る業務を適切に実施することで、効率的で利便性の高い行政サービスを提供することを目的とする。

なお、指定納付受託者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する。以下同じ。）については、乙が甲と協定を締結するため、甲と指定納付受託者との間で取り決める事項についても本仕様書において規定する。

3 期間

指定納付受託者及び収納代行事業会社による建築行政手続の手数料等の納付に関する協定書（以下「本協定」という。）締結の日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日までの支払手続完了分に係る立替払金の払込完了日まで

4 履行場所

- （1）東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課
- （2）乙の本拠地（ただし、あらかじめ甲の許可を得た場合は、この限りではない。）

5 支払方法

毎月の甲の履行確認後、乙の請求に基づき支払う。

6 用語の定義

本仕様書において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- （1）建築確認等システム
甲が効率的で利便性の高い行政サービスを提供する目的で構築する建築確認等電子申請システム及び建築計画概要書・台帳記載事項証明電子化システムをいう。
- （2）クレジット収納
法第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定に基づく指定納付受託者による建築行政手続の手数料等の納付をいう。

なお、複数の主体が納付事務に関わる場合においては、当該決済手続において歳入等を納付しようとする者から納付の委託を直接受けることになる者を指定納付受託者として指定する。

(3) ペイジー決済

甲が収納する手数料等の額に相当する口座振込が、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するインターネットバンキング等の決済サービスを用いて指定する金融機関に対し指示され、当該指定する金融機関の口座に当該振込がなされ、当該指定する金融機関が代理受領した時に、甲が収納する手数料等の納入者が負担する当該手数料等の支払債務が全て消滅することをいう。

なお、ペイジー決済サービスの利用に当たり、収納代行事業会社に当該手数料等の代理受領権を授与するとともに、収納代行事業会社が当該指定する金融機関に当該代理受領権の復代理権を授与することを認めるものとする。

(4) 収納代行事業会社

本協定により、甲とペイジー決済に係る代理受領等に関する協定を締結した者をいう。

(5) ペイジー収納

収納代行事業会社がサービスを提供するペイジー決済による建築行政手続の手数料等の収納をいう。

7 乙の業務内容

(1) 初期導入

ア 建築行政手続の手数料等のクレジット収納及びペイジー収納を実現するために、乙は、乙が有するキャッシュレス決済用システムと甲が有する建築確認等システムとの間でデータ連携を行う。

イ 乙は、以下の要件を満たすキャッシュレス決済用システムを用意する。

(ア) 建築確認等システムのうち、建築確認等電子申請システムで受け付ける手続に係る手数料等を収納する仕組み（当該システムに請求金額を入力することにより、乙のキャッシュレス決済用システムに自動で連携し、キャッシュレス決済用システムからEメールで申請者に決済用URLを送付するメールリンク決済）に対応可能であること。

(イ) 建築確認等システムのうち、建築計画概要書・台帳記載事項証明電子化システムで受け付ける手続に係る手数料等を収納する仕組み（発行する証明書の件数等に応じてシステムに自動で表示される請求金額を、乙のキャッシュレスシステムに自動で連携し、キャッシュレスシステムからEメールで申請者に決済用URLを送付するメールリンク決済）に対応可能であること。

(ウ) 請求金額の収納後に、上記の各システムへ収納実績額及び納付年月日等のデータ提供が可能であること。

ウ 乙は、甲と調整の上で、クレジット収納及びペイジー収納の運用開始までの審査、初期設定及びシステム連携等に関するスケジュール案を甲に提示する。

エ 乙は、建築確認等システムの開発受託業者と十分な調整を行うとともに、開発受託業者が接続テスト等を行うことができるテスト環境を必要に応じて提供する。

オ 乙は、その他クレジット収納及びペイジー収納の運用開始日までに必要となる手続、設定等を円滑に行う。

カ 乙は、甲の金銭出納員が新たに開設する専用口座に、クレジット収納及びペイジー収納の収納金を納付する。

なお、甲の金銭出納員が新たに開設する専用口座は3口座とする。

キ 乙は、クレジット収納及びペイジー収納の初期導入業務を令和5年12月27日までに完了する。

ク 導入後の請求について

初期導入業務が完了し、甲による確認後、乙は、初期導入費用を甲に対して請求する。

なお、請求書については、金額の内訳を明示したものを提出することとする。

(2) クレジット収納

乙は、以下の要件を満たすクレジット収納業務を、甲に提供する。

ア 収納対象

別紙1「収納対象一覧」のとおり。

イ クレジット収納取扱期間

令和6年1月1日までから令和6年3月31日まで

ウ クレジット収納想定取扱金額、想定取扱件数

想定取扱金額：6,900,000円、想定取扱件数：5,400件

エ 指定納付受託者が加盟又は提携する国際ブランドの商標が付された指定納付受託者以外の者が発行するクレジットカードの取扱い

取扱可能なクレジットカードは、乙が発行するクレジットカード及び乙以外の者が発行し、次の国際ブランドマークが付されたクレジットカードとする。

(ア) VISA

(イ) MasterCard

(ウ) JCB

(エ) AMERICANEXPRESS

(オ) Diners Club

オ 法第231条の2の5第1項に規定する「指定する日」、収納金の納付方法

乙が収納した前月の16日から当月の15日まで又は月の初日から末日までの収納金1月分を、乙は甲の金銭出納員の専用口座に振り込むこととする。振込期限は、15日又は月末の締日の翌月の20日（20日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日）までの期間で、本協定の締結後に甲乙協議の上で決定した日とする。

なお、納入義務者の支払方法は、「1回払い」のみとする。

カ 指定納付受託者による立替払

乙は、納入義務者が甲に対して納付すべき手数料等を、指定納付受託者として納入義務者に代わって立替払することとし、乙の立替期間が完了するまで、甲と納入義務者との債権債務関係は変わらないものとする。

キ 指定納付受託者への信用照会

乙は、月の初日から末日までの期間中における納入義務者が支払う手数料等の支払時において、納入義務者が通知又は指定したクレジットカードの有効性について照会を行うものとする。

ク 指定納付受託者による立替払の遅延

乙の責めに帰すべき事由により、オに定める「指定する日」までに納付すべき金額を納付することができない場合は、乙は甲に直ちに報告するとともに、新たに甲が指定する日までに納付することとする。その他の不測の事態により納付することができなくなった場合も同様とする。

なお、その際の支払遅延利息は、民法（明治 29 年法律第 89 号）の定めるところによる。

ケ 指定納付受託者による報告

乙は、月の初日から末日までの収納金 1 月分が確定後、以下の事項が確認できる明細に作成し、甲に報告することとする。ただし、乙が提供する管理用画面等において、下記（ア）～（ウ）が確認できる明細を閲覧・ダウンロードできる場合は、それをもって報告に代えることができる。

なお、当該明細は、システム側で保有する都市整備局市街地建築部建築指導課、多摩建築指導事務所建築指導第一課、多摩建築指導事務所建築指導第二課、多摩建築指導事務所建築指導第三課及び住宅政策本部民間住宅部計画課の収納実績データと連携した上で、それぞれの課ごとに作成する。

- （ア）報告対象期間、報告対象期間における年月日ごとの納入義務者から納付の委託を受けた件数、納付の委託を受けた収納金の合計額及びその納付年月日
- （イ）報告対象期間におけるクレジットカードの種類ごとの件数、取扱金額、手数料率及び乙に支払うべき手数料金額
- （ウ）乙に支払うべき金額及びその内訳

コ 指定納付受託者への運用費用の支払

乙は、前月の 16 日から当月の 15 日まで又は月の初日から末日までの収納金 1 月分が確定し、甲による確認後、当該収納金に係る運用費用を甲に対して請求するものとする。

請求書は、（2）ケに定める報告書と併せて提出することとする。この場合において、甲乙の協議により、乙は立替払金から運用費用を差し引いた金額を都の指定する口座へ入金し、甲は立替払金との相殺で運用費用を支払うことができる。

サ 指定納付受託者による帳簿書類の保存

乙は、クレジットカードによる決済が行われた年月日、件数、金額その他必要な事項を記載した帳簿（電磁的記録を含む）を作成し保管することとする。

なお、帳簿の保存期間は、甲乙協議の上、決定する。

(3) ペイジー収納

乙は、以下の要件を満たすペイジー収納業務を、甲に提供する。

ア 収納対象

別紙2「収納対象一覧」のとおり。

イ ペイジー収納取扱期間

令和6年1月1日までから令和6年3月31日まで

ウ ペイジー収納想定取扱金額、想定取扱件数

想定取扱金額：4,830,000円、想定取扱件数：510件

エ 収納代行事業会社による納付方法及び納付期日

乙が収納した月の初日から末日までの収納金1月分を、甲の金銭出納員が新たに開設する専用口座に振り込むこととする。振込期限は、月末の締日の翌月の20日（ただし、20日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日）までの期間で、本協定の締結後に甲乙協議の上で決定した日とする。

オ 収納代行事業会社による納付の遅延

乙の責めに帰すべき事由により、甲が指定する日までに納付すべき金額を納付することができない場合は、乙は甲に直ちに報告するとともに、新たに甲が指定する日までに納付することとする。その他の不測の事態により納付することができなくなった場合も同様とする。その際の支払遅延利息は、民法の定めるところによる。

カ 収納代行事業会社による報告

乙は、月の初日から末日までの収納金1月分が確定後、以下の事項が確認できる明細に作成し、甲に報告することとする。

なお、当該明細はシステム側で保有する都市整備局市街地建築部建築指導課、多摩建築指導事務所建築指導第一課、多摩建築指導事務所建築指導第二課、多摩建築指導事務所建築指導第三課及び住宅政策本部民間住宅部計画課の収納実績データと連携の上で、それぞれの課ごとに作成する。ただし、乙が提供する管理用画面等において、下記（ア）～（ウ）が確認できる明細を閲覧・ダウンロードできる場合は、それをもって報告に代えることができる。

（ア）報告対象期間、報告対象期間における年月日ごとの納入義務者から納付の委託を受けた件数、納付の委託を受けた収納金の合計額及びその納付年月日

（イ）報告対象期間における件数、取扱金額、手数料率及び乙に支払うべき手数料金額（ただし、最低手数料の適用がある場合は、手数料率が適用されるもの、最低手数料が適用されるものそれぞれについて、件数、取扱金額、手数料率又は最低手数料及び乙に支払うべき手数料金額の報告を行う。）

（ウ）乙に支払うべき金額及びその内訳

キ 収納代行事業会社への運用費用の支払

乙は、月の初日から末日までの収納金1月分が確定し、甲による確認後、当該収納金に係る運用費用を甲に対して請求するものとする。

なお、請求書は、（3）カに定める報告書と合わせて提出することとする。この場合において、甲乙の協議により、乙は収納金から運用費用を差し引いた金額を都の指定する口座へ入金し、甲は収納金との相殺で運用費用を支払うことができる。

(4) その他共通事項

ア サポート体制の整備

乙は、甲の開庁日に、乙の有するキャッシュレス決済用システムに関する甲からの全般的な質問や事故・障害等に対応できるようサポート体制を整備する。

なお、乙が対応する時間帯については、甲乙協議の上決定する。

8 その他

(1) 乙は、別紙3「個人情報の取扱いについて」を遵守するほか、業務上知り得た個人情報の漏えいの防止その他個人情報の適切な管理を行うこととする。

(2) 本協定が解除された場合、乙は、本協定の終了日までに納入義務者による手数料等の支払手続が完了したものについては、本協定に基づき有効に存続するものとし、本協定に基づく一切の業務を完了させるものとする。

(3) 乙は、本仕様書上の業務にて知り得た事項を、甲に許可なく公表し、又は利用してはならない。

(4) 乙は、本仕様書上の業務の実施に当たっては、甲の定める条例及び規則並びに関係法令等を遵守することとする。

(5) 本仕様書上の業務の実施に当たり、旅費その他諸経費は乙の負担とするが、都庁舎内で本仕様書上の業務を行う際に発生する光熱費は免除する。

(6) 環境により良い自動車利用

乙は、本仕様書上の業務の実施に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守することとする。

ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であることとする。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であることとする。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出することとする。

(7) 本仕様書の解釈に疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、処理するものとする。

収納対象一覧

1	確認申請手数料
2	計画通知手数料
3	中間検査申請手数料
4	特定工程工事終了通知手数料
5	完了検査申請手数料
6	工事完了通知手数料
7	認定（指定）申請手数料
8	認定（指定）取消申請手数料
9	許可申請手数料
10	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料
11	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料
12	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料
13	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料
14	台帳記載事項証明書発行手数料（証明書の郵送料を含む）

収納対象一覧

1	確認申請手数料
2	計画通知手数料
3	中間検査申請手数料
4	特定工程工事終了通知手数料
5	完了検査申請手数料
6	工事完了通知手数料
7	認定（指定）申請手数料
8	認定（指定）取消申請手数料
9	許可申請手数料
10	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料
11	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料
12	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料
13	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料

個人情報の取扱いについて

(個人情報の保護に係る乙の責務)

第1 乙は、この協定の履行に当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律に従い適切に管理するとともに、以下の事項を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第2 乙は、この本協定に基づく業務を第三者に委託してはならない。ただし、業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に基づき甲に承諾を求める場合は、乙が委託する業務の内容、そこに含まれる情報、乙の委託先、個人情報管理を含めた乙の委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙は、第2第1項ただし書により甲が承認した場合を除き、協定に基づく業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この協定終了後も同様とする。

2 第2第1項ただし書により、甲が承認した乙の委託先の秘密保持については、乙が全責任を負って管理するものとする。

(目的外使用の禁止)

第4 乙は、この協定の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、第2第1項ただし書により甲が承認した部分を除き、協定の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(複写複製の禁止)

第5 乙は、この協定に基づく業務を処理するため、甲から引き渡された原票、資料、貸与品等を、甲の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の管理)

第6 乙は、甲から提供された原紙、資料、貸与品等のうち、個人情報に係るもの及び乙が協定履行のために作成したそれらの記録媒体については、施錠できる保管庫又は施錠、入退管理の可能な保管室に格納するなど、適正に管理しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け、個人情報の管理状況を記録しなければならない。

3 乙は、甲から要求があった場合には、前項の管理記録を甲に提出しなければならない。

(乙の安全対策と管理体制資料の提出)

第7 乙は、委託業務の適正かつ円滑な履行を図るとともに、データ保護に万全を期するため、委託業務の実施に当たって使用する乙の管理下の施設において、以下の事項について安全管理上必要な措置を講じなければならない。

(1) 委託業務を処理する施設等の入退室管理

(2) 甲から提供された、入力原票、資料、貸与品等の使用保管管理

(3) 協定目的物、協定目的物の試用品及び協定履行過程で発生した成果物（出力帳票及び磁気テープ、フロッピー等の磁気媒体並びに電磁的記録を含む。）の作成、保管管理

(4) その他仕様書等で指定したもの。

2 甲は、前項の内容を確認するため、乙に対して、個人情報の管理を含めた乙の安全管理体制全般に係る資料の提出を求めることができる。

(甲の検査監督権)

第8 甲は、必要があると認める場合には、乙の作業現場の現地調査を含めた乙の個人情報の管理状況に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。

2 乙は、甲から前項に基づく検査実施要求、作業の実施に係る指示があった場合には、それらの要求、指示に従わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された原票、資料及び貸与品等を、委託業務完了後速やかに甲に返還しなければならない。

2 前項の返還時に、個人情報に係るものについては、第6第2項に定める個人情報の管理記録を併せて提出し報告しなければならない。

(記録媒体上の情報の消去)

第10 乙は、協定目的物の作成のために、乙の保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体及び電磁的記録）上に保有する、委託処理に係る一切の情報について、協定目的物に対する甲の検査終了後、全て消去しなければならない。

2 前項の消去結果について、乙は、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法、消去日等を明示した文書で甲に報告しなければならない。

なお、個人情報に係る部分については、文書中に特に明記しなければならない。

3 第2第1項ただし書により甲が承認した乙の委託先がある場合には、乙の委託先の情報の消去について乙が全責任を負うとともに、その状況を前項の報告に含め甲に報告しなければならない。

(事故発生の通知)

第11 乙は、協定目的物の納入前に事故が生じたときには、速やかにその状況を書面にて甲に通知しなければならない。

2 前項の事故が、個人情報の漏えい、滅失、毀損等の場合には、漏えい、滅失、毀損した個人情報の項目、内容及び数量並びに事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面をもって、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(甲の解除権)

第12 甲は、乙の個人情報の保護に問題があると認める場合はこの協定の解除をすることができる。

(疑義についての協議)

第13 この取扱事項の各項目若しくは仕様書で規定する個人情報の管理方法等について疑義等が生じたとき又はこの取扱事項若しくは仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上定める。